

公 示

令和 7 年 3 月 7 日

近畿地方整備局淀川河川事務所長

谷川 知実

次のとおり、公示します。

1. 概要

(1) 委託名

木津川希少種植生調査管理業務

(2) 業務目的

本業務は河川法第 9 9 条に基づき、河川法施行規則第 3 7 条の 6 で定める河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人への委託とする。本業務は、淀川河川事務所木津川出張所管内のうち、京阪木津川橋梁～木津川市加茂町北小谷の間における希少植物の保護を目的とし、その植生の調査と生育環境の保全を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

(4) 履行場所 京都府八幡市八幡土井地先から京都府木津川市加茂町北小谷地先

2. 要件

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 申請資料を提出する者は、下記に示される「活動実績及び活動実施体制」について有するものであること。

・令和 2 年度から令和 6 年度までの過去 5 年間における、淀川河川事務所管内で希少植物の保護を目的とした植生調査と生育環境の保全の実績があること。

・活動実施体制：業務の実施に必要な体制の確保

(4) 委託を希望する場合は、「要件」の証明、及び「申請資料」の提出を行うこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 5 7 3 - 1 1 9 1 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 - 1 0

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課

電 話：0 7 2 - 8 4 3 - 2 8 6 1 F A X：0 7 2 - 8 4 4 - 5 4 9 2

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年3月7日（金）から令和7年3月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

交付場所：上記(1)に同じ。

交付方法：記録媒体（CD-R）を持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、交付申込者の連絡先がわかるものを同封すること。

なお、書面による交付を希望する場合は、上記(1)に問い合わせること。

(3) 申請資料の提出期限、場所及び方法

期限：令和7年3月20日（木）16時00分まで。

場所：上記(1)に同じ。

方法：上記(1)に掲げる担当部局まで持参、郵送（必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

(4) 申請に関するヒアリングの有無

要件を満たす応募者が複数の場合、ヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 申請資料の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とする。

(4) 提出された申請資料は、当該申請者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 申請資料に虚偽の記載を行った場合は、当該申請資料を無効にするとともに、記載を行った申請者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した申請内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 委託については、委託者の積算した委託費において協議を行い、協議書の締結を持って委託するものとする。

(8) 要件を満たす応募者が複数の場合、委託内容を分割し委託する。分割内容についてはヒアリングを実施し決定することを基本とする。

(9) その他の詳細は説明書による。

(10) 本業務は令和7年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。